

議会だより

☆ たかもり

令和6年10月31日発行

No.161

UD
FONT



「わー広い！ どこまでも ふわふわぁ」

- 02 9月定例会 令和5年度決算
- 10 一般質問 議員発町政へ
- 20 議会基本条例を制定

22 考えよう 議員のなりて不足
～アンケート実施中～

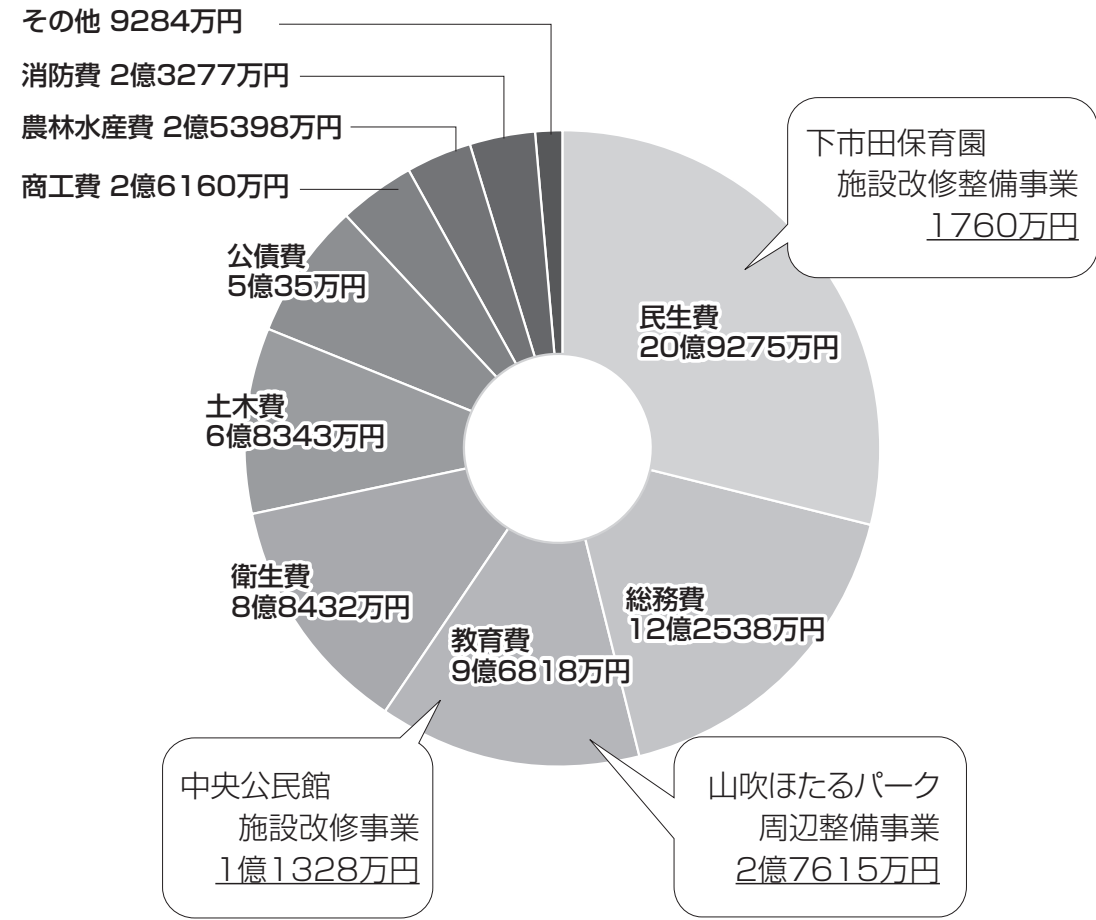
26 みんなの声 山 吹
下市田

おき つ ただひろ
興津 忠弘 さん
お が わ さち こ
小川 幸子 さん

歳出71億は
どう使われた

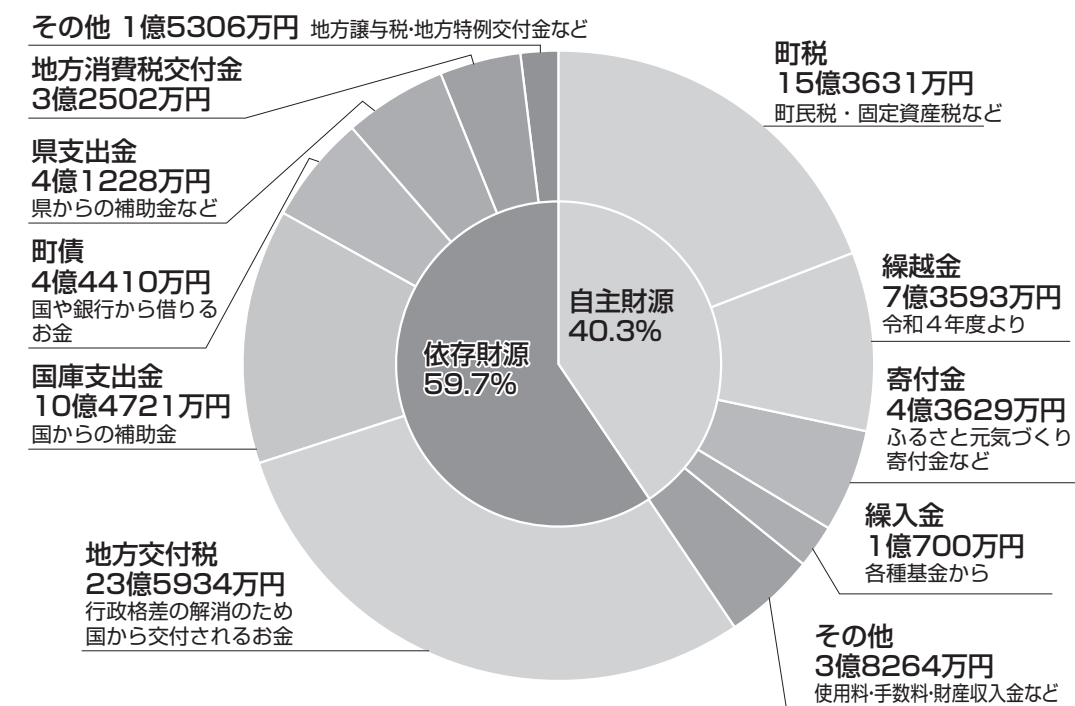
令和6年9月定例会は、9月3日～18日の16日間の会期で開かれ、条例案件・決算の認定案件・補正予算案件・その他案件が上程され、いずれも可決・認定しました。
令和5年度、歳入歳出ともに減額した大きな要因は、山吹ほたるパーク周辺整備事業など、大型事業が令和6年度へ繰り越されたことによるものです。
2ページには、令和5年度の歳入歳出をグラフに表し、3ページには、財政を見る4つのポイントと合わせて近隣町村の財政状況を掲載しました。

歳出71億9560万円

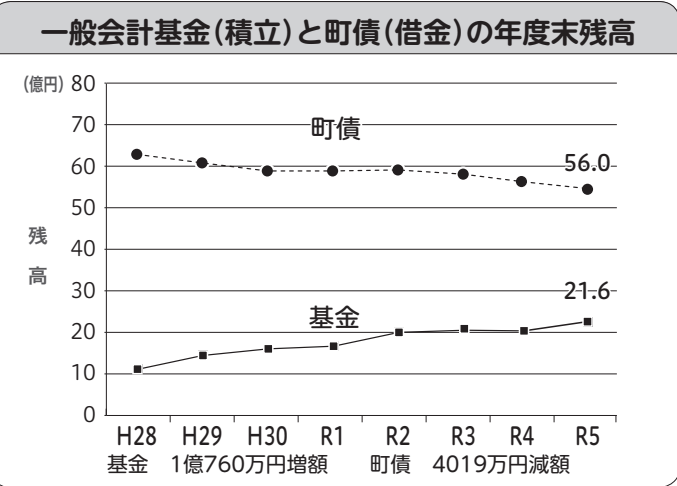


一般会計

歳入79億3918万円



※金額は令和5年度 高森町一般会計予算区分によります
※グラフや表は、四捨五入により総額が一致しないことがあります



基金総額 25億238万円 1億6270万円増額	
一般会計	
財政調整基金	8億5499万円
減債基金	8279万円
公共施設整備更新基金	8億4118万円
ふるさと元気づくり基金	2億9694万円
地域福祉基金	3075万円
発電設備管理基金	137万円
ケーブルテレビ放送施設基金	5209万円
地方創生寄付活用基金	603万円
特別会計	
国民健康保険財政調整基金	1億5511万円
介護保険支払準備基金	1億6737万円
地域開発基金	1377万円

会計区分	特別会計					企業会計	
	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険	地域開発事業	農業集落排水事業	公共下水道事業	水道事業
歳入(収益)	11億6753万円	1億8414万円	16億9615万円	2億3052万円	3億7106万円	4億5349万円	2億9666万円
前年度比較増減	872万円	836万円	9609万円	▼3億5009万円	6844万円	▼2371万円	▼631万円
歳出(費用)	11億5361万円	1億8366万円	14億5564万円	2億1416万円	2億9496万円	4億2983万円	2億2946万円
前年度比較増減	812万円	833万円	1億815万円	▼3億5831万円	2325万円	1006万円	891万円
差引残高	1392万円	48万円	2億4051万円	1636万円	7610万円	2366万円	6270万円

財政を見る4つのポイント	
財政力指数 予算のうち、どれくらい自前の税収で賄えているかを表します。この指数が高いほど財政力が強いことを示しています。	実質公債費比率 一般会計が負担する借金返済費用の割合。数値が高いほどほかの事業に充てる財源を圧迫することになります。
経常収支比率 人件費などの毎年かかる固定費の割合。数値が低いほど政策的に使えるお金が多いことになります。	将来負担比率 将来支払うべき借金返済の重みを示しています。

下伊那北部5町村 令和5年度決算の財政状況等					
項目	松川町	高森町	喬木村	豊丘村	大鹿村
人口(R6.1.1住民基本台帳)	12,659人	12,770人	5,972人	6,570人	887人
世帯数(R6.1.1住民基本台帳)	4,767世帯	4,606世帯	2,156世帯	2,238世帯	458世帯
面積	72.79km ²	45.36km ²	66.61km ²	76.79km ²	248.28km ²
令和5年度普通会計歳出決算額	1人当たり 62万円 決算総額 77億9243万円	56万円 71億9560万円	67万円 39億7798万円	81万円 53億1329万円	291万円 25億7941万円
普通会計収入額に占める、地方交付税の割合	34.2%	29.7%	46.1%	36.5%	50.5%
標準財政規模	45億339万円	42億2233万円	26億8302万円	29億5855万円	14億2499万円
財政力指数	0.381	0.413	0.251	0.287	0.15
経済収支比率	85.7%	84.8%	79.6%	75.9%	68.6%
実質公債費比率	5.9%	8.3%	8.5%	11.8%	1.3%
将来負担比率	(▲10.7%)	35.5%	(▲163.2%)	(▲69.8%)	(▲232.6%)

(河合 記)



質疑から見る 令和5年度

決算

決算審査

議会は一般会計決算の審査を決算審査特別委員会に付託します。特別委員会は、詳しく審査するために、第一分科会（総務民生委員会が担当）と第二分科会（産業建設委員会が担当）の2つの分科会に分かれ、令和5年度の「一般会計決算書」と「事務事業概要報告書」に基づき審査しました。概要報告書は、町ホームページに掲載されています。

9月
定例会
分科会

事業効果をチェック

第2分科会

衛生費
再生エネルギー利用推進事業 **805万円**

Q 町民体育館の屋根に設置した太陽光パネルの電気供給力や電気料の費用対効果はどうか。

A 発電開始後の使用期間が短いこと、昨年度から基本料金が変動していることで料金は純粋な比較ができなくなっている。発電量は、4月 6572kwh・5月 7491kwh・6月 6776kwhで6月は梅雨の影響もあったが曇りの日でも、ある程度の発電ができています。

土木費
町営住宅管理事業 **251万円**

Q 電気料・上下水道料・ガス料金とあるが、ウクライナの方々が入っていたところのものか。

A ウクライナの方々の入居分の電気料・上下水道料・ガス料金が主なもの。公営住宅共有部分の電気料と、駒場団地の温水器の故障と水道管の漏水にともなう上下水道料金も含まれる。

全体会
友好都市等との物産交流事業 **26万円**

Q 御前崎市へのりんご販売派遣職員は、りんごの知識が深い職員が担当したのか。購入数の制限はあったのか。

A 販売は産業課職員と希望職員とりんご組合の方が対応。購入数は4～5袋に制限していた。

要望 2袋に限定するなどして、多くの方が購入できるようにしてほしい。

商工費
ふるさと元気づくり寄附推進事業 **2億1851万円**

Q ふるさと納税の業務委託先は何社で各社の手数料料率は。

A 6社に委託している。手数料率は、さとふる12%・楽天7.7%・ふるさとチョイス11%・ふるなび11%・ANA9%・町直営1.9%である。



衛生費
省エネルギー推進事業 **808万円**

Q 電気自動車用急速充電器の使用状況は。

A 4月～6月の実績は1ヵ月平均28人の利用状況で、料金払いは公共の充電カードもしくはメーカー（業者）のカードが普及している。



事業効果をチェック

第1分科会

民生費
産前産後ケア事業 **1885万円**

Q 産後サポート事業、産前産後家事支援事業、産後ケア事業があるが満足度とニーズはどうか。

A 困っているときにサポートを受けるということもあり、利用者からは家事支援は助かる、産後ケア・産後サポートは助かるという声がある。

教育費
吉田保育園維持管理事業 **67万円**

Q 旧吉田保育園は、借地料などの維持管理費用が発生している。この跡地利用の動きは。また、方向性を早急に決める必要があるのでは。

A 地元活用の方向性はないので、草刈り等の維持管理を、町が行っている。まちづくり懇談会の中でも同様のご意見をいただいている。旧吉田保育園については、秋くらいに、相談があった企業や地元などと話し合い、方向性を示したい。



旧吉田保育園園舎

総務費
職員の研修に関する事務 **614万円**

Q 委託しているローカルガバナンスの寺本氏の指導回数は。

A 対象職員41名を6グループに分け、毎月1回、グループごとに研修を実施した。また、ふるさと納税事務のアドバイスもいただいた。なお本事業は今年度も引き続き実施している。

衛生費
たかもりACEプロジェクト事業 **74万円**

Q 運動教室事業はどのような教室か。

A 高齢者を対象とする事業では、フレイル予防の運動。すっきりボディー教室は、健診などで肥満の方を対象としており少し負荷の高い運動である。器具を使わずに行っている。

総務費
職員の人事及び給与等の管理事務 **162万円**

Q 令和5年度から昇級試験を廃止した理由とその後の人事対応は。

A 令和4年度までは小論文で外部委託評価結果から昇格を判断していたが、弊害として係長等になりたくないから受験しないという職員が増加傾向にあった。令和5年度から、上長の面談により、昇格候補者をリストアップする方法としている。

サッカー場の完成にともない
条例の一部改正などを議決しました

条例改正

都市公園条例の一部を改正する条例について

人工芝グラウンド・屋内運動場・屋外多目的広場・交流広場・駐車場を含めた施設の名称を山吹ほたるパークとし、有料公園として新たに都市公園に位置づけるものです。

条例廃止

高森町山吹多目的運動場設置条例を 廃止する条例について

山吹ほたるパークの工事完了にともない、都市公園条例に多目的運動場の設置を定めるため、この条例を廃止するものです。

条例制定

高森町山吹ほたるパークの管理等に関する 条例の制定について

山吹ほたるパークの管理等について、地方自治法などの規定に基づき、禁止事項や利用料金など必要な事項を定めるものです。

山吹ほたるパーク 都市公園に



財産の取得

財産の取得について

令和6年度 緊急自然災害防止対策事業 凍結防止剤散布車購入業務の売買契約を締結し、財産を取得するものです。凍結防止散布車（1595万円）1t級。塩化ナトリウムまたは塩化カルシウムに対応しています。納入期限は令和7年3月31日です。

第2回 高森町議会臨時会 8月1日 令和6年度 一般会計補正予算

2832万円増額 総額 **78億3818万円**

農地耕作条件改善事業

3186万円

出原・新田・大島山の、排水路・用水路の改修と入れ替えを行うものです。

国民スポーツ大会開催事業

660万円

2028年（令和10年）に当町で開催されるカヌー競技に関する基本設計で、県の補助金が内定したことによるものです。

子ども家庭総合支援事業

26万円

短期間、施設等に子どもをあずけることができる制度です。財源に国や県の子育て交付金が当てられます。



令和6年度
一般会計

補正予算

2億2516増額
総額 **80億6334万円**

歳入補正の主なものとして、普通交付税の本年度予算決定結果を反映し、1億1643万円を追加します。また、歳出補正の主なものとして、将来の不測の事態への対応や施設更新に備え、財政調整基金に5000万円・公共施設等整備更新基金に2000万円の積み増しを行うほか、指定年齢予防接種事業（65歳以上新型コロナウイルスワクチン接種負担軽減）に3082万円を追加するなどの増額です。

ピックアップ

総務費

高森町町民研修センター森の家管理事業 450万円

昭和50年に建築された研修センターは、平成8年に東京都実践学園から譲渡されました。

令和6年3月に管理委託が終了し閉館中でしたが、解体することとなりました。

その解体工事の実施設計に関する業務委託料です。



土木費

地方創生道整備推進交付金事業 1146万円

町道Ⅱ-67号線（湯ヶ洞街道）と、町道259号線（夕映え道路）の交差点の安全対策として、視距改良の詳細設計を行うものです。

（視距…運転者が前方の対象物を見通せる距離のこと）



衛生費

一般廃棄物収集処理事業 429万円

稲葉クリーンセンターへ運ぶ燃やすごみの運搬量に合わせ、費用の見直しを行いました。

民生費

福祉センター維持管理事業 50万円

エアコン室内機2台の故障のため、部品を交換するものです。（大ホール）

この陳情は第一分科会に付託され、9月4日に審議を行い「不採択」となりました。
分科会での質疑・本会議での討論の概要と賛否結果を報告します。

陳情

請願

分科会質疑

Q マイナ保険証を持っていない方に交付される「資格確認書」とは。

A 12月の健康保険証の廃止後、保険証と同様の記載のある「資格確認書」が無償で交付され、引き続き保険診療を受けることができるもの。

Q マイナ保険証を紛失した場合は。

A 国保は町に、協会健保は年金事務所に紛失届けを出すことで、マイナ保険証が発行されるまでの間、資格確認書が発行される。

8月のマイナ保険証の利用率は12.4%であり、紙の健康保険証が広く使われている。また、高齢者施設では、約7割の施設で「マイナ保険証を管理できない」と回答している。マイナカードもマイナ保険証も任意に取得するものであり、健康保険証を廃止することは、国民の医療を受ける権利を損ない、国民皆保険制度の破壊そのものである。国民の命を守るためには、現行の健康保険証を存続させるべきである。

私たちが議会は、昨年の9月同様の陳情書を受けている。議長より総務民生委員会に付託され、不採択となっている。また3日目の本会議においても高森町議会としては、不採択の結論を出している。その後1年間経っているが、これをひっくり返す状況にない。従って今回の陳情書については、不採択がベターだと思う。

国民皆保険の立場からみると、現在の健康保険証の廃止には、反対せざるをえない。まず、マイナ保健証制度の移行が始まった2021年以降、他人の年金記録の紐付けなど、誤登録のトラブルが発生している。健康保険証が廃止された後は特に高齢者や子どもの暗証番号の管理は難しい。医療情報だけではなく、納税や所得情報ももれる不安がぬぐえない。

3日、関係する政令により令和6年12月2日より健康保険証が廃止になるため、高森町の関係条例を改正する議案が提案され「全員一致」で可決された。翌4日にこの陳情が総務民生委員会で審議され「反対多数で否決」とした。意見書提出に賛成の皆さんは、先の条例改正に全委員一致で賛成した翌日に「健康保険証を存続する」という意見書に賛同したことになる。「自分たちで賛成したものを翌日に反対する」ということに異議を感じ反対の立場で討論した。

国の法律で12月2日から健康保険証が発行されなくなることが決まった。それに対応して町や県の条例等を変えている。私たちは、この形では良くないから国の法律を変えてくれと、という意見書を出すことが大事である。マイナ保険証の利用率は12.4%。8人に1人しか使っていない。停電などで機械にトラブルが起こった場合には、紙の保険証が使われていた。マイナ保険証を持っていると、資格確認書は発行されない。

▽採決は陳情に対し表明します

議員名	本島	齋藤	小沢	河合	小川	佐々木	三浦	木下	原	北沢	小平	大島	市川	岩口
賛否	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	—

※議長は賛否同数の場合のみ議長採決となり賛否を表明します

陳情 1.

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書

陳情 2.

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書

この2件の陳情は概ね同じ内容であるため、意見書は1枚にまとめ提出しました。

=意見書=

「医療・介護現場への支援の拡充とすべてのケア労働者の処遇改善」をもとめる意見書について

【記】

1. 医療および介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置の増加を実現するため、政府の責任において全額公費による追加の賃上げ支援対策を実施すること。

2. 訪問介護費の引き下げの撤回と、介護報酬の引き上げに関する再改定を早急実施すること。

▼提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣
財務大臣 総務大臣

採択

採択

国宛てに「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准」を求める意見書の提出を求める請願

=意見書=

「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准」を求める意見書

【記】

1.国会及び政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること。

▼提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
法務大臣 外務大臣 女性活躍担当大臣
内閣官房長官内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

どうやるの？

請願・陳情

手続き

町政に関することや、国・県に対する要望などを町議会に提出することができます。
必要事項を記入した文書を作成し、議会事務局へ持参することで提出できます。

【記載例】

〇〇〇〇〇〇を求める請願（陳情）書
年 月 日
高森町議会議員
〇〇 〇〇 様
請願（陳情）者（住所）
（氏名（団体名））
（代表者 職 氏名） 印
紹介議員（署名又は記名押印）
請願（陳情）の趣旨
1こと。
2について、国に意見書を提出すること。
請願（陳情）の理由.....

町ホームページから
左の記載例も
ご覧いただけます

09

08

一般質問 議員発 町政へ

一般質問は年4回開かれる「定例会」で、議員が執行機関（町長・教育長等）に町政運営全般にわたり、事務の状況や今後の方向性に対する疑問点を質問し説明を求めることで町政の姿勢を明確にするなどの目的があります。質問権は全議員に認められています。 9月定例会では9名の議員が行いました。

11 佐々木 昌

河川清掃の更なる安全対策を

12 本島 未来

包括的性教育への切り替えは

13 北沢 幸保

地域計画の策定と着実な推進を

14 小平 一博

町の宝「市田柿」を問う

15 三浦 喜久夫

「フレイル予防」の普及を

16 木下 啓爾

補助金や支援金については

17 原 敏明

抜き取るなどしたアレチウリは

18 大島 正光

南海トラフ巨大地震の対応は

19 河合 隆俊

災害時のトイレ環境の改善を

一般質問の原稿は質問された議員が内容を要約してお伝えしています。議事録は準備が整いしだい町ホームページにてご覧になれます。

全文はこちら→



河川清掃の更なる安全対策を

建設課長

危険個所は範囲から除外

▽質問

本年度の河川清掃の年齢別参加数及び、中学生の参加数は。

建設課長

本年度の河川清掃の参加者数は2,035人そのうち中学生は13人、年齢別は把握していない。

▽質問

今回の清掃での事故やけがの町への報告数は。

建設課長

事故等で町に報告されたものは2件。

▽質問

事故の遭われた方への町としての対応は。

建設課長

町として長野県に報告し県や保険会社との間に入り被害に遭われた方に丁寧に対応している。

▽質問

一年間清掃を空かした河川の状態での問題は。

建設課長

各区から実績報告では「樹木が太く大きくなつていて伐採が困難であつた」等である。

▽質問

安全作業について、例えば鎌とビバーはこの川には一緒に入らないとか、川の中でビバーの移動をするときはエンジンを切って行って安全に対応するなどの明確な指導を全体へ指導すべきではないか。

建設課長

河川清掃に限らず、

をお願いしている。

▽質問

改めて河川清掃の目的は。

建設課長

農業や防火などの用水

として、また、雨水などの排水先として、生活には不可欠な地域の河川を確認をし、地域の協力で整えることである。

全町一斉河川清掃(参加者数)

平成30年度	2,473人
平成31年度	2,400人
令和2年度	実施無し
令和3年度	2,208人
令和4年度	2,217人
令和5年度	実施無し
令和6年度	2,035人



雑草が繁茂する河川

さき 昌
佐々木



らい 未来
み 島
じま 本
もと

▽質問
国際セクシュアリティ
教育ガイダンスについて
の見解は。

▽教育長

世の中には、性に関する情報があふれており子ども達は日々インターネットやSNSで多く誤った性に関する情報を簡単に入手できる状態です。

その悪影響が多方面で生じており、子ども達は大変危険な状況に晒されています。こうした状況を改善するためにも、小さい時から性に対する正しい知識に触れること・学校や家庭で包括的性教育について学び、話し合える環境をつくっていくことが重要になっていくと思います。包括的性教育は人権教育です。

教育長 可能なところから取り入れていく

体の発達やジェンダーだけでなく、暴力と安全確保や人間関係、価値観や人権など、幅広いテーマを包括的に捉え学習目標や内容が整理されている。昨今の子どもを取り巻く社会的環境の大きな変化と照らし合わせると、今後の方向性として大変意味のあるものと考えている。

▽質問

性教育は人権教育であり、学ぶことは若者にとつての権利である。当町はこの権利をどの程度尊重できているのか。

▽教育長

今後各種研修会において、性と人権という視点での指導が増えてくることが予想される。外部講師を招いてPPT A講演会などを開催し、

個人の尊厳の観点からも教育課程の編成において取り込むべきと考える。

▽質問

包括的性教育中心への切り替えが、これからを担う子ども達にとつて最善と考えるが見解は。

▽教育長

包括的性教育を構築していくことは、一つの方向性だと考える。

一気に切り替えということは難しいが、まずは研究し、可能なところから取り入れていく。

▽質問

職員や周りの大人がジェンダー平等を正しく認識するための機会を今後どのように設けるのか。

▽教育長

今後各種研修会において、性と人権という視点での指導が増えてくることが予想される。

外部講師を招いてPPT A講演会などを開催し、



My Body , My Choice

保護者にも正しい認識を広めていくことが可能。

▽質問

※日本DBS法の法施行についてどのような施策の推進を考えているか。

▽教育長

各学校で現在でも職員の非違行為防止の研修を定期的に行っており、県主催の管理職研修やキャラアップ研修にも、この法律の内容が盛り込まれるのでそれを施策に反映させていく。

※日本版DBS

子どもに接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認する制度を導入した法律。

包括的性教育への切り替えは

地域計画の策定と着実な推進を

町長

全ての農地を対象にする必要はない

現在各区で地域計画策定の説明・協議の場を開催しているが、町民にはその目的・区域の設定方法・地域計画の推進方法などが伝わっていない。

▽質問

どのように地域計画の策定を進めるのか。

町長

すべての農地を地域計画の対象にする必要はない。農地としてまとまりがあり、将来の耕作者の方向性が示されている地



ほ 幸保
さち 沢
ざわ 北
きた

域で策定をする。その後、追加・抜ける等議論を進めて地域計画の対象地を修正していく。

▽質問

当町では、多目的機能支援金は19集落、中山間地等直接支払制度は17集落で活用している。これらの集落が地域計画区域から外れると、国からの支援金がもらえなくなるのではないのか。

産業課長

農地や担い手に係る補

助事業について「地域計画に紐づけ」することに ついては、国で検討中であり、具体的な情報は入っていない。

▽質問

農地所有者への意向調査の回答率は60%に達していない。目標地図作成に向けての影響と対策を伺う。

産業課長

目標地図は、農地の出し手・受け手を明確にしたもの。意向調査未提出者については、農業委員の皆さまと相談し、意向把握に努める。また、地域計画の策定エリア外についても意向の把握を進めていく。

▽質問

各区の認定農業者―農業法人の数は。

産業課長

出原5―0、牛牧6―0、大島山2―0、上市田4―0、下市田3―3、山吹12―6、吉田1―3、町外0―3となっている。その他、地域農政の13団体も遊休農地の保全を担っている。

▽質問

当町では、新規就農者の確保について毎年5人を目標にしているが、どのような施策や手段で確保していくのか。

産業課長

南信州管内での就農相談会、関東圏や中京圏を中心とした都市部における移住も含めた就農相談会で担い手確保に取り組んでいる。当町の温暖な気候と寒暖差の中で、あらゆる作物が作れること

を訴えていく。

▽質問

当町の、現在の農用地の集積率と、担い手への将来の目標集積率は。また、達成年度はいつか。

産業課長

現在の集積率は18.2%であり、令和10年度までの目標集積率を50%としている。

▽質問

地域計画の推進や農業委員会の業務量が増えるので、人的体制の増強が必要ではないか。

産業課長

産業課農業振興係・営農支援センター・農業委員会・農業関係者が一緒になって進めていきたい。



地域計画では担い手確保・農地の集積・遊休農地の解消等が求められる



ひろ 小 博 小 博

が非常に有効的ではないかと考える。

また、生産拡大や農業者の育成に努力していく。

▽質問

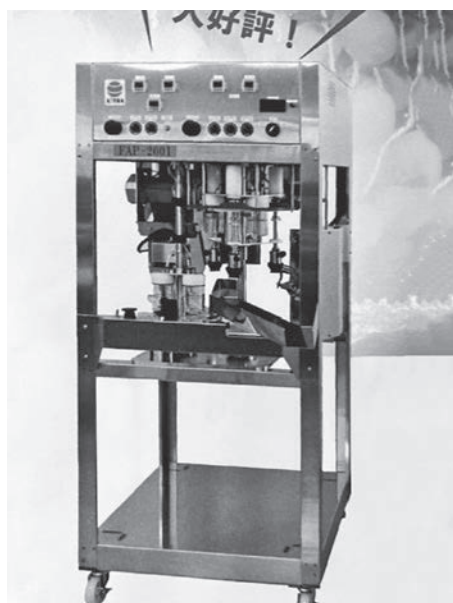
市田柿生産は多額の資金が必要である。市田柿生産を始める人や規模拡大をしたい農家に、町としてどのような支援があるのか。

産業課長

柿皮むき機については更新の時期が来ており、旧型が壊れたら部品がないと聞いている。市田柿生産や農業をやめていく

町の宝「市田柿」を問う

町長 生産量を減らさない取り組みをする



柿生産に必要な皮むき機

農家も出てくることも懸念される。しかし現在、町において設備導入などの補助制度はない。

▽質問

近隣市町村の市田柿に対する支援状況は。

産業課長

柿生産振興補助金があり、機材、設備導入、苗木に対する支援を行っている。

▽質問

市田柿は柿皮むき機がなければ生産はできない。高額な機械の導入が市田柿生産に支障になってくると思うが、国、県の支援がなくても町独自の支援体制を考えることはできないのか。

産業課長

市田柿に限らず、意欲ある農業者の支援は必要と考えるが、農業者の将来ビジョンや今後10年以上農業を継続していくことが可能か、後継者がい

町の考えは。

町長

市田柿発祥の里として、市田柿を守っていく上で法人化は非常に重要なことだと考える。



市田柿発祥の里石碑

「フレイル予防」の普及を

健康福祉課長

健康づくりを楽しめるようにする

健康寿命を延ばすにはフレイル予防。超高齢化社会を迎え、より一層の強化をしていく必要性を感じる。フレイル予防は、「栄養」「運動」「社会参加」をバランス良く日々実践することが大切である。

▽質問

食えることは歯を維持すること。「オーラルフレイル」に対する取り組みは。

健康福祉課長

若い世代からかかりつ



お 喜 久 夫 三 浦

健康福祉課長

ダンベルの重さが、2kgと3kgであったことから、女性の方は体への負担が大きく、体操の継続が難しかった。実際に効果があったという声もあるので、約10年近く町の健康づくりの取り組みとして、運動習慣の定着、生活習慣病の予防という当初の目的は果たしてきたと考えている。

▽質問

地域ケア会議の「目指せ！足から始まるフレイル予防」、毎年開催を要望する。

健康福祉課長

幅広い年代の方に、健康を意識して継続的に取り組めるよう、健康セン

ターあさぎり、うましおプロジェクト、インターバル速歩など、健康福祉課の事業とも合わせながら、地域ケア会議の取り組みを行っていく。

▽質問

社会参加について、今後取り組み事業・企画は。

健康福祉課長

11月に「健康福祉の日」を開催し、「足」の健康について考える講座や体験を計画している。健康づくりに関心がうすい世代への働きかけが課題。今回は、若い方の目線で広報も進め、人と人のつながりの中で、健康や福祉について考える機会となり、参加した方が楽しんでいただけるように進めていく。

▽質問

早期のフレイル把握や支援につなげられるサービスを導入してはどうか。



健康づくり、社会参加の拠点「健康センターあさぎり」

健康福祉課長

現在取り組んでいる事業で、周知や情報提供ができているのか、楽しく参加したいと思える活動になっているのか、やってみたいと思うきっかけ

づくりになっているのか等、フレイル予防に少しでも関心を持っていただけのような取り組みを改善していく。その結果、新たな仕組みが必要かどうか考える。



おおしままさてる
大島正光

▽質問

8月8日南海トラフ想定震源域周辺で、マグニチュード7クラスの地震が発生、気象庁は初の「臨時情報」を発表した。

その後、地震活動や地殻変動が観測されず、呼びかけは終了した。

高森町は、南海トラフ地震対策の特別措置法に基づく「防災対策推進地域」に指定されている。

町民の生命、財産を守る立場から、初めて出された「臨時情報」の受け止めと、町民に対しどのような情報を発出したのか伺う。

町長

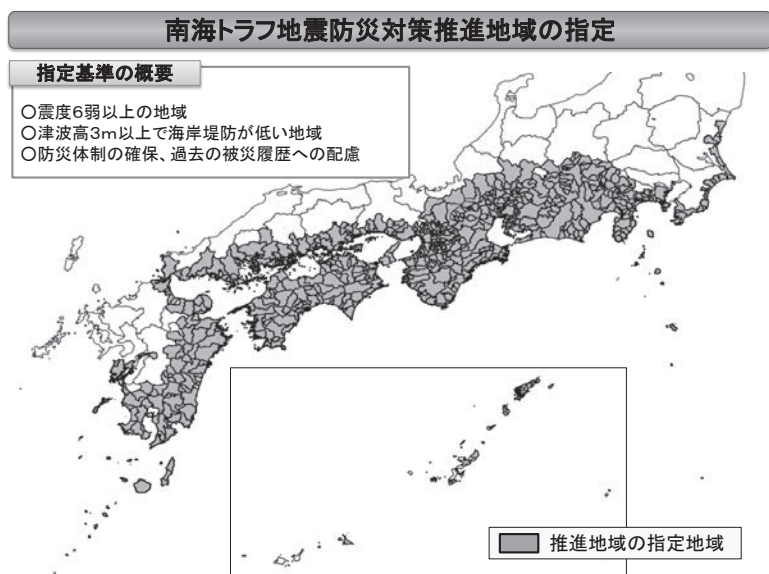
南海トラフ地震「臨時

情報」は、制度開始後初めて出された情報でもあり、注意情報をどう扱うかは各自治体に委ねられたということもあり、町では防災計画に基づき対応を進めたものの、具体的にどこまで行つべきであったか、また、町民の皆さんに情報の意味を正しく理解いただくことが今後の課題だと考えている。

町民への情報発信ですがホームページや音声放送などで周知した。事前に確認しておく防災行動として、家具や家電の転倒防止、避難経路の確認など周知をした。

建設課長
今回、耐震診断など提案を真摯に受け止め、耐震診断を受けていただけるよう、該当宅へ今年度中を目途に早急にはがき案内を発送するよう取組んでまいりたい。

建設課長
今回、耐震診断など提案を真摯に受け止め、耐震診断を受けていただけるよう、該当宅へ今年度中を目途に早急にはがき案内を発送するよう取組んでまいりたい。



出典：内閣府ホームページ 防災情報ページ

耐震改修工事を実施する場合、多額の経費がかかる。補助対象経費は改修工事費の8割で限度額150万円であるが、町補助額の増額を再度提案する。

建設課長
町にある多種の補助制度との均衡を考慮し、補助額の増額を含め、来年度予算編成以降に向け慎重に検討してまいりたい。

南海トラフ巨大地震の対応は

町長 初めての臨時情報で課題が残った

災害時のトイレ環境の改善を

総務課長

トランク型トイレの備蓄を進める

8月8日、宮崎県沖の日向灘を中心としたマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が8月15日まで出された。その後も南海トラフ震源域に限らず、各地で大きな地震が起きている。

▽質問

当町においても大規模災害に備え、改めて取り組みが必要だと考える。

町長

改めて町民が災害を身



かわい たかとし
河合隆俊

近に考える機会となった。「防災対策や避難をして災害が起きなくても、それは空振りではなく素振りである」。災害はいつどこで起こるかわからない。定期的に地震に備え続けるという意識が生活の一部となるよう防災の意識啓発を推進していく。

▽質問

国は、防災基本計画を修正し、能登半島地震で高齢者らを含む要配慮者が数多く被災したことを

踏まえ、災害応急対策に「福祉的な支援」の必要性を明記した。今後の町の取り組みを伺う。

健康福祉課長

福祉的ということとは、乳幼児から子ども・高齢者・障がいがある方など、被災された方が安全に過ごすことができる環境を整備することだと考える。

▽質問

国は、防災基本計画を修正し、能登半島地震で高齢者らを含む要配慮者が数多く被災したことを

▽質問

災害時におけるトイレ環境を改善することは、災害関連死を防ぎ、被災

者の命を守る取り組みとして重要だと考える。今後の災害に備え、携帯トイレの備蓄計画の見直しと、必要数を備蓄していくべきだと考える。

総務課長

携帯トイレの備蓄はしていないが、災害時に上下水道が止まっても衛生的に使用できる「自動排泄処理トランク型ポータブルトイレ」の備蓄を進めている。

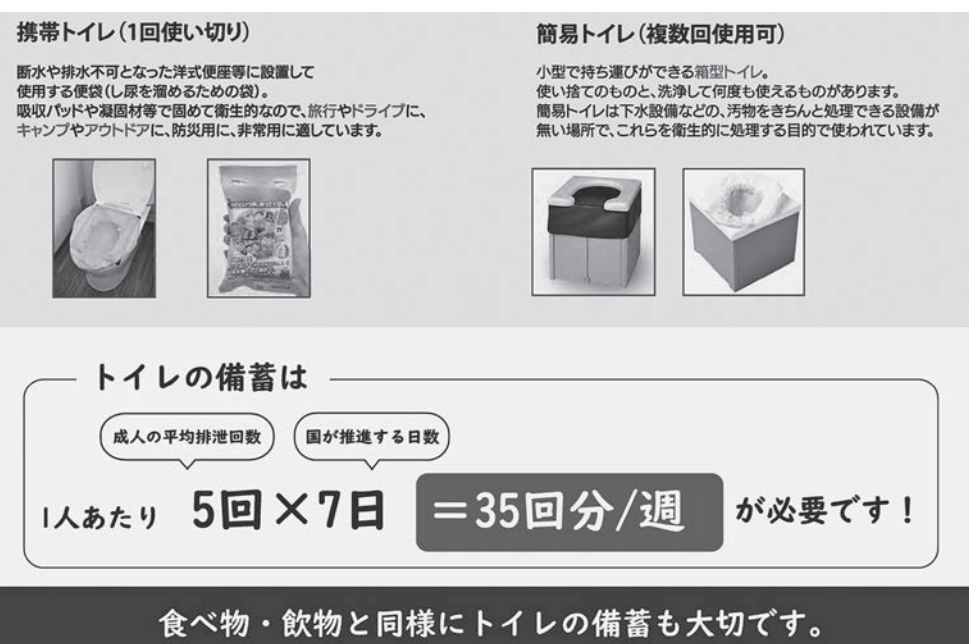
▽質問

今回の能登半島地震を機に、全国の自治体で、トイレカーやトイレトレーラーを導入する動きが出ている。

災害時におけるトイレ環境の整備は、命を守る取り組みに通じる。災害に備えて「トイレトレーラー」等の整備を提案する。

総務課長

他自治体支援における



▲経済産業省 ホームページから引用

トイレトレーラーの有効性は十分に理解している。維持管理や普段の利活用なども考慮すれば、これまでご提案いただいた

トイレ対応・公共施設等の整備において、災害時でも快適に活用できるトイレの仕組みを考えておく方が有効だと考える。

前文（条例の趣旨、理念、目的など）

高森町議会(以下「議会」という。)は、町民から選挙で選ばれた議員で構成され、執行機関である町長との二代表制のもとで、議決機関としての機能をはじめ、町長が行う町政運営に関する監視と政策提言の役割、更には町民の声を反映する役割を持っています。

議会は、それらの役割と責任を踏まえ、高森町の最高規範である「高森町まちづくり基本条例(平成26年条例第14号)」にうたわれる「育ちあい、支えあい、みんなで動かす元気なまち」という理念にのっとりた議会運営を目指し、地方分権から地域主権へと地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する時代の要請に応えるべく、それにふさわしい議会を構築しなければなりません。

したがって、議会は、町長との緊張関係を保持し、政策形成能力を高めながら話し合いを大切にします。更に、その町民の声を基に議員間討議を深める中で合意形成を図り、それらの過程を公開します。

本条例は、高森町議会の更なる活性化を図るため「町民の声」「議員間討議」を大切にすると共に、町民に開かれた議会の実現を目指す最高規範として基本的な事項を定めるものです。

高森町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2～7条)

第3章 町民と議会の関係(第8～10条)

第4章 議会と町長の関係(第11～13条)

第5章 議員相互の関係(第14～15条)

第6章 自主研修費(第16条)

第7章 議会事務局の体制整備(第17～18条)

第8章 議会改革(第19条)

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第20～21条)

第10章 最高規範性を見直し手続(第22～23条)

附則

議会基本条例を制定



岩口 議長

日頃は、高森町議会の活動に、ご理解ご協力いただきありがとうございます。とうございます。

9月定例会において「議会基本条例」を制定いたしました。

議会基本条例は、議会運営の原則・町民と議会・議会と町長との関係等について、議会の基本姿勢を明文化したものです。今後もご支援ご指導よろしく願います。



木下 小委員長

委員6人が、月2回のペースで「基本条例の素案」を検討しました。



市川 特別委員長

議会基本条例は、「町民の声」「議員間討議」を大切にしております。



特別委員会では一項目ずつ、一字一句まで話し合った

全文は
こちらから



「地方が変われば国が変わる」早稲田大学 北川氏の講演会（157号掲載）を受け、開かれた議会を目指し、2月から協議・勉強会を行い、5月に「議会基本条例特別委員会」「小委員会」を発足。

7月未だ月2回、小委員会で作成した草案を作り、特別委員会にて検討を重ね、9月定例会で可決、同月11日に公布されました。

今号では条例の中でも条例の趣旨・理念・目的などを示した前文と、目次を掲載しました。

また代表して、議長と各委員長からのコメントを掲載します。

全文は町ホームページでご確認ください。

高森町まちづくりを語る会から申し込みをいただき、8月24日に福祉センターで、高森町議会として懇談会を開催しました。議会から、議会基本条例の制定に至る経緯などの説明や、議会改革委員会が行う意識調査について報告をしました。そこで出されたご意見を参考に、右ページの「意識調査」は町ホームページからも回答できるようにしました。今回の任意団体の皆さんとの懇談会が、これからの町民懇談会を進めていく上でいい経験になりました。ご質問及びご要望につきましては、今後の議会活動に反映し、明るい町づくりに努めてまいります。

議会基本条例

Q 町民の理解を得られるように、質問や意見を聞く場は設けないのか。

A 9月議会に条例が上程できるように、スピードを上げざるを得なかった。毎年見直すことになっているので、町民のご意見は反映していく。

語る会からの意見・要望

アレチウリ・葛^{くず}がはびこっている。だれがどのように防除するのか。

地域計画を推進していくには、これに専念できる職員体制が必要。

中間教室パレットの次の先生をどう確保するのか。



議会と懇談をしてみませんか！

町民懇談会の開催について、懇談を希望される皆さんは、議会事務局 35-9404 までお問合せください。詳細は町ホームページで、ご確認いただけます。

申込書はこちらから ▶



高森町議会・議員に対する意識調査

Q 議員のなりてがいないのは、町民の議会への関心が低いから。議会がどうするか姿勢を示してもらいたい。2次元コードでどれだけの回答があるのか。

A 議員のなりて不足は議会の責任だけではない。2次元コードに不慣れな方は、ご家族と一緒に回答いただきたい。

意見

スマホを持っていない人は答えられないのではないか。

まちづくりを語る会 久保田 正博 会長の一言



議会側もこうした懇談会は初めてということもあり、あらかじめ提出した質問事項の説明に終始した感が強かったのが残念でした。今後は町議会や各議員主催の懇談会を積極的に開催していただき、更に充実したものにしていけることを望みます。

議会のページ

研修と視察

(1) 議員研修

長野県町村議会議員研修会

松本市 キッセイ文化ホール 7月12日

講演2題

I 「町村議会議員のなり手不足対策」 江藤 俊昭氏

II 「私たちはローカルで幸せを見つめる」 関係人口とリジエナティブ 指出 一正氏

下伊那北部ブロック議員研修会

青崩峠トンネル視察 7月26日

北部ブロック要望活動について 高森町議会提出案件

① 竹林整備に係る支援の充実について
② 社会福祉制度の分野において、専門性を有する職員の確保について

(2) 研修受け入れ

立科町議会
タブレットの活用について (原記) 7月17日

考えよう

議員のなりて不足



～ 高森町議会・議員 に対する 意識調査 ～

調査主体 高森町議会議会改革推進特別委員会

議会改革推進特別委員会では、昨年「議員のなりて不足」をテーマに取り組みを進めてきました。その取り組みのひとつとして、今年5月に中学2年生を対象に開催された「しごと未来フェア」にブースを設け、議会や議員の役割と大切さについて触れました。このように若い世代に積極的にアプローチをすることで、若者が政治に興味を持ち、将来の職業のひとつとして議員を選んでくれることを期待しています。

高森町では、令和7年7月に町議会議員選挙が行われます。地域の皆さんの声を聞いたり、行政に伝えたり、町政に反映するため、さまざまな人材が議員に立候補することが求められます。

当町では前回の選挙が無投票だったこと。また、全国的にも無投票や定数割れする自治体が増えており、このままのペースだと令和9年には全体の3分の1の自治体が無投票になる可能性があるといわれています。これは、地域の皆さんの声が行政に届きにくくなっているともいえ、今後さらに議員のなりて不足が深刻となる恐れがあります。

そのため、当委員会では高森町議会の無投票や定数割れにならないことを願って、皆さんの思いをお聞きすることにしました。アンケートには、議会・議員に対して抱かれているイメージや、もしご自身が議員になるとしたら・・・という視点で回答をいただきたいと思います。多くの皆さんのご協力を、よろしくお願いいたします。

アンケート締め切り 12月1日(日)まで (調査結果は正しい報告します)

アンケート実施中 →

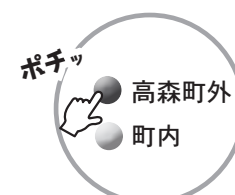


こちらのコードと、町ホームページから回答いただけます。

高森町議会 アンケート実施中!!



読み取る



ポチッ 答える



送信する

ご協力ありがとうございました

(河合 記)



議会回答をのせた
全項目はこちらから

No.160 に寄せられたモニターさんの 声・声・声

近ごろ、写真もプライバシーの保護のため掲載が難しくなりました。160 号のモニターアンケートでは、写真やイラストへの「声」が多く寄せられましたので、紹介させていただきます。

▶ 表紙の写真

- 今号は、人物がたくさん写っていて、また、町のお祭りだったため、引き込まれるように見てしまいました。(中略) 写真に目が行ったので議会だよりだから難しそうだな～とはなかったです。
- 今回は写真3枚並べている事も良いと思います。毎回同じような表紙の作りかたでなく、色々な手法を試してもらいたいです。
- 龍神の舞は見ごたえのある舞で素晴らしいものです。動きが表現できている良い写真だと思います。
- インパクトがありとても迫力ある写真です。(中略) 大人や子どもと一緒に舞っている様子が好印象です。
- カラーで見やすくて迫力が伝わってきていいと思います。

▶ イラスト

- 文字数を増やして半端な部分が出来たときは、イラストや写真等活用して文面の補足の様に掲載しても良いかと思います。
- イラストがあることで目にとまりやすく、読む気にさせます。



追跡!!

あれは今

どうなってるの？

1年程前の一般質問で取り上げられた事柄の中で「検討したい」との答弁だったものを取り上げ、その後の町の対応や、現在の状況を報告します。

質問

プライバシーの課題もある一方で、安全管理や危機管理も必要と考える。町として防犯カメラの設置をどう考えているか。 【令和5年6月定例会】

答弁

防犯カメラの必要性も認識している。
他町村の状況を調査し、目的や効果など参考に、研究したい。 【総務課長】

その後

町管理施設を利用する町民を犯罪から守るため、防犯カメラの設置を研究してきました。そのような中、車上荒らしが複数回発生している中央道バス停の駐車場(牛牧)に令和6年度中に防犯カメラ1台の設置を決定しました。設置台数は必要最低限、カメラに映る範囲を駐車場内に限定するなど、プライバシー保護に配慮。映像データは市販の機器では視聴できない特殊な加工を施し記録し、30日経過時点で自動的に消去される等、情報漏洩対策を強化。閲覧も事件・事故発生時に警察への捜査協力等に限るなど、データ管理も徹底します。町ではこのケースをモデルとして、今後は町が直接または指定管理する各施設について、個々に判断し設置を検討していきます。



防犯カメラ設置予定の駐車場

(佐々木 記)

議員自主研修事業 研修報告

全国地方議会サミット2024

「非常事態への備えこれからの議会」

早稲田大学国際会議場

7月10日・11日

地震は必ず来るとの覚悟で

備えることが大事

河合 隆俊

このサミットでは、能登半島地震・熊本地震・東日本大震災を経験された首長や議長から、発災直後の対応を踏まえた教訓と反省について、当時の画像とともに報告がありました。

また、災害時にドローン・人工衛星などを活用した災害現場の状況把握などに最新テクノロジー活用の可能性についても講演がありました。



発災直後の議会対応を報告する講師

フェーズごと議会機能の備えが必要

三浦 喜久夫

自主研修
全文はこちら



「防災・減災」は避けて通れない。議員としてどう考え備えておくべきか、今回の研修は議員・議会の防災・減災を学ぶ研修でした。

早稲田大学マニユフェスト研究所の北川先生より「いつか来る地震」ではなく「地震は必ず来る」という心構えで「議員として何をすべきか備えておく必要性を」提案されました。

「事前の備えなくして有事には何も出来ない。防災は備えが全て。備えがあれば人災は防げる。それが減

災につながる」。能登・東北・熊本の大地震を経験した首長・議会議長のお話でした。

◆「非常事態への備えと議会の対応・役割」

法政大学総長・廣瀬克哉氏の講演

発災後の議会の重要な役割として、①発災期・情報収集機能、②応急期・課題整理機能、③復旧期・議論の場としての機能を備える。そのため、議会BCP(業務継続計画)の策定をしておくことが必要である。

フェーズごと避けるべき議会の問題点として、①発災期・議員個別的、散発的なハイパーアクティブ化、個別に行政現場へインプット

②応急期・やみくもに調査開始③復旧期・住民の声を集約しないままに議員の思いつき問題提起と発散的議論。

発災期から応急期の災害対策本部と議会との関係は、行政の足を引っ張らないかつ行政に丸投げしないこと。災害対策本部のオプザバーになる…災对本部との情報共有・議員ルートで入る情報を本部にインプット・本部に集約される情報を議員にフィードバック・応急期から復旧期は、議論の場を常に開いておく。災害時、議会は「頼みの綱であるようになれ」。というものでした。

●研修を終えて、当町・議会に活かせる提案

・災害時避難所等のトイレについて…各自携帯トイレ用意・マンホールトイレの研究・各自治体のトイレカー配備の提案。

・当議会においては、災害時行動マニュアルを、フェーズごとに必要な対応や行動指針など、もう少し踏み込んだ行動マニュアルに進化させる。議会BCPについての研究も必要性を感じた。



あの頃と今

おがわ さちこ
下市田 小川 幸子さん

私が農業を手伝った頃は、70アールの稲作と果樹（市田柿）と酪農でした。何も解らない私に、義母は無理のない楽な方法を教えてくれました。特に藁縛りは少しでも疲れないようにと教えてくれた事に今も感謝です。

今は和牛と稲作に変わりました。とは言え、今でも牛は苦手で補助的な事しか出来ず、稲作も田植えが済み、稲刈りの頃にしか水田に行かない私です。そんな状態の我が家ですが、最近「荒れた水田」を見かけると切なく感じるこの頃です。法人化を考える時代になったのでしょうか。

みんなの声



暑さに負けず

おき っ ただひろ
山吹 興津 忠弘さん

年々暑さが増してくる中で、我が家のリンゴ栽培も、徐々に厳しくなりつつある事を感じながら日々作業をしています。この想像を超える連日の暑さに、この地域より涼しいはずの青森でも昨年は日焼けによる障害が起き、大幅な出荷量低下となった様で、どれだけ肩を落とされたでしょう。私共の地域でも、明らかに日焼けによる障害果の増加、加えて新たな病害

や虫害などが押しよせ、頭を抱えます。が、しかし、そんな中でも少しでも品質の良いものをと世話をし出荷した果実たちが依然高い評価を受け、次の荷をお待ちいただいている等の声を耳にすると、それならば自分の出来る限りをし、さらには「ふるさと高森町」と協力して新たな取り組みを模索していけたらと、この文章を記しながら改めて奮起をしております。

表紙の解説

山吹ほたるパークサッカー場が完成し、9月29日に落成式が行われました。

中学生のボランティアやキッチンカーなどの出店販売もあり、賑わいに花を添えていました。

町内外から、多くの人たちが訪れて、人工芝の感触を確かめながらゲームを楽しんでいました。

囲碁ボールやモルックなど多目的に利用できるグラウンドの使用が開始されました。

子どもから大人まで愛され親しまれる施設になるよう期待します。（小川 記）



多種目・多様な活用

議会 ホット情報便の お知らせ

放送日：毎月第3

土曜日～1週間

7:00 9:00

13:00 17:00

19:00

11月以降の担当者は
次の議員です

11月 北沢 幸保

12月 小平 一博

1月 大島 正光

あなたも議会を
傍聴してみませんか？

次回の定例会は

12月です。

場所 役場3階議場
詳しくは議会事務局へ
☎35-9404

山吹ほたるパークの
条例変更、請願・陳情
の提出方法も紹介して
います。
また町民に開かれた
議会の実現を目指し、
議会基本条例の制定に
しても掲載しました。
議員のなりて不足解
消のため、意識調査に
も取り組んでおります
ので、ご協力よろしく
お願いします。
（齋藤 記）

編集 後記



本号では9月定例会
で認定した、令和5年
度決算のグラフ化、財
政ポイントや状況を近
隣の町村と比べて掲載
しました。

～議会だよりをお読みになってのご意見・ご感想をお寄せ下さい～

発行／長野県高森町議会 責任者／岩口友雄 編集／議会だより編集特別委員会
〒399-3193 下伊那郡高森町下市田2183番地1 TEL0265-35-9404 FAX0265-35-8294

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。